

3 後期高齢者医療制度における老人福祉施設等所在地の財政負担について

後期高齢者医療制度では、広域連合が運営主体となっており、施設への入所等のため広域連合をまたぐ住所の移動があった場合には、前住所の広域連合が引き続き保険者となる住所地特例制度がある（「高齢者の医療の確保に関する法律」第55条1項5号）。

しかし、広域連合内の区市町村間の移動については、広域連合間の移動の際に適用される住所地特例制度のような仕組みがないため、老人福祉施設等が所在する区市町村では、他区市町村から入所している高齢者の定率公費負担分について財政負担が生じる。

加えて、75歳未満の者が他区市町村の老人福祉施設等へ入所した場合、国民健康保険の住所地特例制度により前住所の区市町村が保険者となるが、後期高齢者医療制度においては住所地特例制度が引き継がれないため、当該高齢者が75歳に達した際に、施設所在地の区市町村の財政負担が生じることとなる。

こうした現状を踏まえ、後期高齢者医療制度における区市町村間の財政負担の均衡を図るため、以下の措置を講じられたい。

後期高齢者医療制度における住所地特例制度の対象とならない1、2の場合について、施設所在地の区市町村の財政負担が生じないよう、財政調整の仕組みを構築すること

- 1 75歳以上の者が、老人福祉施設等への入所のために、広域連合内の区市町村をまたぐ移動をした場合
- 2 75歳に達する前に、老人福祉施設等への入所のために、広域連合間で移動した場合及び広域連合内の区市町村をまたぐ移動をした場合